

手術の直接監督者の資格認定

1. 背景

本来、レジデントの手術研修直接監督者は専門医に限るべきであるが、本研修制度は発足後間もないために、十分な研修体制が確立しているとはいえない。また、レジデントの経年的応募者数が減少していること（平成 21 年度 9 名、平成 22 年度 6 名、平成 23 年度 2 名）、ここ数年で設立専門医のリタイア一候補がかなりの人数いること、最も手術を精力的に実施していると思われる 40 歳前後の方が諸事情により設立専門医の資格を取得できていないこと、さらに大学などにおいては手術の担当が細分化されているために専門医の受験困難/受験の意思なしと思われること、などから本研修制度の活動が停滞する可能性がある。したがって、専門医以外にも、以下の資格を満たす場合にはある特定の分野の手術に限って直接監督ができるようにする必要がある。これにより、レジデントの研修体制をより充実させ、レジデントが受け入れやすくなる。

なお、専門医の質低下を防止することは重要であるが、試験のレベルを落とさない事で、専門医の質の保証を計ることとする。

2. 申請資格（別枠受験資格に準ずる）

- (1) 研修認定施設に常勤していること。
- (2) 直接監督する手術分野については、専門医と同等以上の実績があること。
- (3) 8 年以上にわたって獣医外科臨床に携わっている者。
- (4) 獣医麻酔外科学会の会員歴が 3 年以上であること。
- (5) 最近 3 年間で 300 例以上の手術執刀実績がある事。
- (6) 審査のある獣医系学術誌に筆頭論文が 3 報以上あること。
- (7) 獣医臨床系学会で、6 回以上の一般演題で筆頭発表していること。

3. 申請書類

- (1) 手術直接監督者申請書（書式 ）
- (2) 履歴書：獣医外科臨床の経歴を証明するもの（書式自由）
- (3) 手術の内容および件数が確認可能な一覧表（書式 ）
- (4) 審査のある学会誌論文一覧表（書式自由：著者氏名、論文名、学会誌名、巻号、頁、発刊年を記載）
- (5) 学会口頭発表一覧表（書式自由：発表者氏名、演題名、発表学会名、発表年月、学会開催都市名を記載）

4. 直接監督可能な手術分野は、申請書類および症例数などを参考に資格審査委員会が審査・認定する。

*：本制度の内容は、申請書類を含めて平成 25 年度専門医制度冊子に掲載される。